

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の5第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年7月5日
<b>【会社名】</b>	株式会社 f o n f u n
<b>【英訳名】</b>	fonfun corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 林 和 之
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役執行役員経営管理部部長 八 田 修 三
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都杉並区上高井戸一丁目8番17号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第13期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成21年3月31日現在の、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断致しました。したがって、平成21年3月31日現在の、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

## 記

当社において、不適切な会計処理が過去数年にわたり行われていたことが判明致しました。当社の過年度の不適切な会計処理に対して、それがどのような経緯で発生したかについて、第三者の立場で厳正かつ徹底した事実関係および原因究明の調査を進めるために、第三者の有識者から構成される第三者調査委員会の設置を平成22年12月8日の取締役会において決議し、調査を実施致しました。当該調査により、当社及び連結子会社において平成21年3月期から平成23年3月期第2四半期までの間、取引実体のない架空資産の計上や費用計上等不適切な会計処理が行われていることが具体的かつ詳細に判明致しました。なお、第三者調査委員会の調査結果の概要は、平成23年3月1日に当社ホームページにて公表されております。

当社はこれを受けて、第13期(平成21年3月期)以降の連結財務諸表等を遡及処理することと致しました。不適切な会計処理の概要は、当社代表取締役が複数回にわけ会社資金を不正に流出させ、実体の無い資産を計上していたことなどであります。

これは、代表取締役個人に対する強い依存体質があり取締役会や監査役会による監督機能が十分でなかったこと等が大きな原因であったと判断しております。

したがって、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

なお、上記の事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、重要な欠陥を是正するために、内部統制報告書の訂正報告書提出日までに、下記のとおり是正措置を実施致しました。

取締役会、監査役会の刷新

全取締役・全監査役の辞任

経営監視体制の強化

社外有識者による経営監視機関の設置

適切な社外役員の人選

社外有識者及び監査役会(当時)の助言を基に人選

また、下記の通り再発防止策を講じ、適切な内部統制を整備・運用してまいる方針であります。

取締役会の機能の実効化

監査役による監査の充実

監査役と会計監査人及び内部監査室との連携

法令遵守意識の向上

内部監査の充実

実効的な内部通報制度の設置及び周知徹底

職務権限の見直し